

海外

米監督当局は規制を通じて
銀行のFinTech対応を奨励

▶「責任ある革新」を求める

米国において主に大手銀行を監督している通貨監督庁(OCC)は、2016年3月にリリースしたFinTechの監督に関する白書により、FinTechに対する規制当局の立場を明らかにしている。OCCとしては、監督する銀行がFinTechなどのイノベーションに取り組んでいくことは奨励するが、あくまで法令・規制などを遵守した上で、「責任ある革新」をすべきということである。

この「責任ある革新」の奨励というのが、OCCだけでなく、米国監督当局の銀行のFinTech対応に関する姿勢になっているといえる。米国の銀行がFinTech企業と提携や買収などにより、新しいサービスを提供する場合、まずは原則的に既存の規制が適用される。つまり、貸出であれば貸出、送金であれば送金に関する従来からの規制が適用される。FinTech企業に対する規制も同様だ。貸金業であれば各州のノンバンク関連の規制、送金であればマネー・サービス・ビジネスの規制が適用されるなど、既存の規制の延長上である。

ただし、FinTechの進展で従来の規制ではカバーしきれない部分が出てきているのであれば、その対応も考える必要がある。OCCは銀行に対する規制・監督当局なので、その主眼は既存銀行の安全性・健全性の維持となっている。加えて、OCCはFinTech企業の銀行界への取り込みも眼中に入れており、FinTech企業に対し、限定的な銀行免許を発行することを検討している。これにより、FinTech

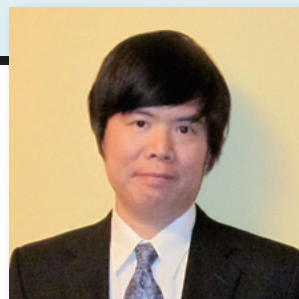
企業としては、州ごとに送金業者や貸金業者としての免許をとらなくても済むメリットがある。

▶「オープンAPI」を推進

一方、米国では、金融に関する消費者保護については、金融消費者監督庁(CFPB)という別の監督当局が担当している。CFPBの使命は消費者保護であるため、監督の対象は銀行などの金融機関だけでなく、消費者向けのサービスを提供しているのであればFinTech企業も対象となる。

現在、CFPBが取り組んでいる課題の一つが金融機関とFinTech企業のデータ共有の問題、いわゆる「オープンAPI」(銀行システムへの接続仕様を外部の事業者公開すること。API=Application Programming Interface)である。欧州では、PSD2と呼ばれる欧州連合(EU)の決済サービス指令により、2018年以降、銀行は正当なFinTech企業からのデータの提供などのための接続依頼を断れなくなる。日本でも、銀行法改正案が2017年3月に国会に提出されており、登録された決済関連のFinTech企業が銀行とAPI接続などを行うための基準を銀行が作成し、公表する方向となっている。

米国においても、銀行とFinTech企業との情報共有の問題について、CFPBが中心となって規制化される方向となっている。CFPBが中心ということは、あくまで消費者の利益となることが優先される。消費者が、銀行のデータを銀行だけでなくFinTech企業を通して得るというオプ



グローバルリサーチ研究所
代表

青木 武

慶応義塾大学卒、米国ニューヨーク大学経営大学院卒(MBA)。信金中央金庫NY駐在主任研究員などを経て2009年に米国内にグローバルリサーチ研究所を設立。詳細はigrlc.com参照。

ションもあることが望ましいという方向になりそうである。

▶監督・規制のキャッチアップ

この数年間、金融に関する技術は飛躍的に発展してきており、監督・規制もそれにキャッチアップすることが大きな課題となっている。

例えば、近い将来、金融機関でもパブリッククラウドにおいて重要なシステムを運用するようになるだろう。また、ブロックチェーンの金融業務における利用も本格化するだろう。米国の監督当局のスタンスは、特定の技術を規制するわけではなく、あくまで送金なら送金、貸出なら貸出という業務において、金融機関の安全性・健全性、そして消費者保護を確保するという方針となっており、監督当局側には民間のイノベーションを阻害する意図はない。

日米では規制に関するカルチャーが異なる。日本では明文化していないことは不可と考える傾向があるが、米国では規制に不可と明文化されていなければ可能と解釈する傾向がある。ただし、米国金融界では新規ビジネスに関する規制がやみくもに疎まれているわけではなく、無法地帯が規制で整理されることにより、むしろ異端扱いされていた新規ビジネスが主流化し、発展・普及しやすくなるという考え方もある。